〇右

○生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事

政健 * 策

福 課祉

:

同

:

告

示

目

次

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

よる指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

同

:

六

名

称

薬局会社平成

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

よる指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

同

:

Ħ.

居

宅

介

護

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

○生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護支

援事業所の名称及び所在地変更の届出………………

同

:

四

同

同

:

○生活保護法による指定介護機関の所在地並びに介護予防事

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃

よる指定介護機関の所在地並びに居宅介護支援事業所の名 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

称及び所在地変更の届出……………………………

同

:

七

チ薬局社

マ

ル

一市二本の町

二北

"

チ薬局 社一

マル

○柳平 田川

一市二本

の前

二北

"

○柳平 田川

(障害福祉課) ::

"

局マ 柏木店調

剤薬

市

藤平山川

一の柏の木

三町

同

第四 千四百四十一 号

平成三十年四月二十三日 (月曜日

示

青森県告示第三百三十三号

五十五条の三第一号の規定により告示する。 生活保護法 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一 項の規定によ 同法第

-成三十年四月二十三日

一三の 東中央四丁目 日 1 の 所 在 地主たる事務所 事 業 者 管理 程 籍 養 類事居 業の 種 病院前 平成薬局黒石 居 宅 介 称 護 一丁目六一 黒石市北美町 所 事 業 在 所 地 등平 ・成 年指 月 日定 ≓

○国土調査の指定

(農村整備課)

: 九 同

出 先 機

○土地改良区の役員の就任及び退任	○土地改良事業の工事の完了	○土地改良区の定款変更の認可	○土地改良区の役員の退任
県上	$\widehat{}$	$\widehat{}$	県三
民地	同	同	民地
局域	\smile	\smile	局域
:: 0	: 九	: 九	: 九

関

青森県知事
三
村
申
吾

が薬局社の

マ

ル

田川

一市二本

の町

二北

"

○柳平

薬有 局限

松会社平

成

自城

管居介 理宅護

指療予

導養防

名

称

の主

たる

在事

介

護

予

防

事

業

者

区

分

居

宅

介

護

事

業

者

居

青森県知事

三

村

申

吾

類事居 業の 種 種

名

称

所主

の所を

在事

地務

名

青森県告示第三百三十四号

ŋ Ŧī. 生 十五条の三第一号の規定により告示する。 介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、 活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第 五十四条の二第一 項の規定によ 同法第

-成三十年四月|

十三日

青森県知事 三 村 申

吾

地所 類事介業 種防 名 介 護 予 称 防 所 事 業 在 所 地 年指 月年

病院成業 チ有薬限 局社マ **高黒石** ル 一黒 ○柳平 一丁目六一黑石市北美町 田川 一市二本 の町 二北 등平 ・成 ≕・

七

局マ柏ル

元大調剤薬

藤平

道川

三市〇柏

の木

三町

青森県告示第三百三十五号

する同法第五十条の二の規定により、 護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、 生活保護法 一号の規定により告示する。 (昭和二十五年法律第百四十四号) 次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅 第五十四条の二第四 同法第五十五条の三 頭において準用

成三十年四月二十三日

宅 称 介 護 所 事 在 業 地 所 年変月_ 百更

変更後 変更前 変更 変更 変更後 変更前 変更 変更 変更後 変更 変更 変更前 後 後 後 前 前 前 組生津 合活軽 協保 " " " " " 同健 二田弘の町前 二野弘 の田前 二野弘 の田前 二田弘の町前 二田弘の町前 二野弘 の田前 二田弘の町前 二野弘 の田前 二野弘 二田弘 二野弘 二田弘 の町前 の町前 の田前 の田前 二二丁目 二二丁 丁丁 目字 二丁目 三 丁 目 目 二五市大目字 二五市 丁二丁 日字 二丁 目 計大字 二五市 二五市 二五市 二五市 <u>一</u>大目字 <u>一</u>大月字 <u>一</u>大月字 一 丁 目字 シビ訪 ョリ問 管居 理宅 シビ訪 ョリ問 シビ訪 ョリ問 管居 理宅 シビ通 ョリ所 シテリーハ 指療養 シテリーハ 指療養 シテリーハ シテリーハ クク組生津 リ合活軽 ニ健協保 ッ生同健 診五組生津 病組生津 " 療所合活軽所川健協保原生同健 院合活軽 健協保 生同健 二扇弘 二扇弘 ○字五 の二丁目の二丁目 八一所 のツ川 七谷原 <u> </u>デ ニ ・

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
	,	まごころ	株式会社	位 庭 岩 杉	左有 秦限 景会 養社	之稲 村 裕		,		"	
八字大五 の藤字所 一巻唐川 七四笠柳市 七柳市	一稲大五 九葉字稲川 九見京市 の字市	八字大五 の藤宇川 一巻恵原川 七四七柳市	一稲 大五 大 大 子 所 四 見 京 の え の れ の れ の れ り の り の り の り の り り の り の り	八安弘 の原前 一丁丁大 目字		田長八 一苗戸 四代市 の字大 三窪字		二野弘 二田弘 の田前 一二市 丁大 目字		二野弘 の田市 一二丁目 目	二田弘 の町市 二五大 目字
通用が記	重斤广变		方明个变		通所介護	管理指導	居宅療養	管理指導	管居 理 指 導 養		ご通 リ所 テリ ハ
ころるご	ビデ スイ セー ン	ことろう	ご介 ス護 まサ ご l	タビデあ ースイナぼ センー	セサのザケ ンーデ タビデけプ ースイぼラ	歯科医院	医科 院 解科	2	,	"	
,	,	一巻 七四	大五 字所 唐川 笠原 柳市	一橋 元子所 七子 七五 五 の字 の字	の石田 一日二年 の二二年 の二二二十 二二十 九字市	六井 の字 一如	堂六 大井字 の 一 一 で 一 の の 来 名 部 の の の の の の の 来 の の の の の の の の の の の の の		"		,
"					二九·二〇· 九	 			,	,	,

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	D 分			
8	,		,	組生津 合活軽 協保 同健		名			
二野弘 の二 一 丁 目 十 大 字	二田町五丁目 二丁目 二丁目	二野弘前市 一二丁目 日	二田町五丁目 二丁目 二丁目	二野弘 二田弘 の町前 一二市 二五市 丁大 目字 目字		二野弘 二田弘 の田市 二五丁十目字 目字		所の所在地	防事業者
管居介 理宅護 指療予 導養防		ョリ ンテ	通介 所護 リア	ョリ ンテ	訪介 問護 リ予 ハ防	類 第 <i>0</i> 種	事介 巻護 予 重防		
"		"		リ 行 二 佐	且生津 合活軽 建協保 上同健	名称	介護予		
	,		,	$\mathcal{O}\mathbb{H}$	弱前市大字 引	所在地	防事業所		
	<i>,</i>		<i>,</i>	二 - - - -	平成	年月日			

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護 第二号の規定により告示する。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用 平成三十年四月二十三日

青森県告示第三百三十六号

変更後	変更前
会活を	法社 公会 妥福 大社
の 一 五 E	こで でで でで でで で で で で で で や や で で で や で で の で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の
記り	方引入隻
ビス 桜 木	レホ プー ナム ヘ
一○ 新町三○の 市大湊	三の六〇 一丁目川
-	

予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

	Т			1				ı					
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
· 位 克 名 杉	左有 秦限 器会 幾社		稲村裕	"		"				,	·	,	<i>y</i>
八 の 一	安 弘 前 市 大 目 字	田 一 古 四 行 の 写	長苗代字 八戸市大字	二野弘前市 一丁目	二 田町五 丁目 目 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	二野田二丁目 の二丁目 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	二 田町五 二 丁目 目	二野弘 の二 一 丁目 目	二 田町五 丁目 目 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 大 子 ト り 日 り 日 り 日 り 日 り 日 り 日 り 日 り 日 り 日 り	二野弘前市 一丁目	二 田町五 二 丁目 目	二野弘前市 一丁目	二 田町五 丁目 目 子 子 子
近月	通介 所護 介予 護防		音 介護 養 養 防	管居介 理宅護 指療		ンテ	通介 所護 リハ防	ショント	訪介 問 選 予 防	管月 理年 指療	号介 它 養 養 防	ンテ	訪問 問 形 き い 防
タビデあ ースイけ セーリア	セサのザケ ン ー デ タビ デ ト ス イ ぼ ラ	歯科医院	医科斯姆		"		<i>,</i>	診五終 療所名 所川飯 原生	祖生津 合活軽 建協保 生同健	,	<i>'</i>	病組 院合 健	生津 活軽 協保 同健
一橋大五 元字所 七長 五 の字市	の石大五 一田一 〇二二 二二 九 カ 市	堂六の一○	町大字下 三戸郡南部	"		"		○字五 八一所 のツ川 七谷原 五市		,	'	二月の日	局 引 引 市 大 字
	元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元		11.0. 7. 11	2	·	,	,		,	,	'	,	,

青森県告示第三百三十七号

介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅 の三第二号の規定により告示する。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用

平成三十年四月二十三日

の 所 在 地	支援事業者	
名称	居宅介護	青森県知事
所	支援	事
在	事業	Ξ
地	所	村
年月日	申吾	

区

分

居宅介護支援事業者

名

称

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	
	去社 人会 妥福 木祉		,	株式 こ ろ 社		
五真	二む 「 一市 一中 三央	八字大五 の藤舎 一四本 七 七 七 十 七 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	一 和 東 四 九 の 九 の れ の の の に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。	八字 字字字 大字字 声 大 大 の 巻 き き 生 の 七 七 七 れ れ れ に れ れ に れ に れ れ に れ れ に れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ	一稲葉石 大字所 四九見 カの カの カの	
問介	介護予防	通所介護	介護 予防	訪問介護	護 予	
スラ 桜+	レホ プー ナム ヘ	ろしま	ビデ スイ セサ ン l	ろフ	ご介 な護 まサ ご	
新町三〇の の市大湊	三町むっ市の丁目川 一丁日川	,	,	八字大五 の藤字所 一巻唐川 七四笠原 七柳市		
			,	- - - - -		

青森県告示第三百三十八号

平成三十年四月二十三日

	区							
5	分							
名	居							
	宅							
称	介							
所主	護							
のた	事							
所る 在事	業							
地務	者							
3	類事居 業 の介 種護							
名	居	森県知事						
	宅	知						
称	介	争						
所	護	三						
在	事業	_						
地	所	村						
年月		申						
H	更							

吾

が ボ ボ 新4441

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
だころれる	株 代 会士 ま	秦	活協同組合生		
七巻字五 四七八の 一藤 一 で 一 で の 一 で 大 の 一 で た り の 一 た の 一 た り の り っ た う た う た う た う た う た う た う た う た う た	四九の一九 字稲見字稲葉 九 九 東		原三丁目八の 引前市大字安	一 田二丁目二の 引前市大字野	二町五丁目二の 町五丁目二の の
スまごころ	ト 要 ナ ー ご	センター 宅介護支援	センター を介護の を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	診生 療五 所所	活軽 協同組 全 生
七八の一七の一七	.	の一 長橋字橋元七五 五所川原市大字	九の一〇二 五所川原市大字 二二	八	川 原 市 字
二九・一・一・一			二九 · · · · ·	二 元 - - -	平 成

の規定により告示する。 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び の規定により告示する。

	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
	"		12 Hu 12		"		"		"		上津 手軽 名保 司健
二野	二田町 二田町 二丁 目 目	二野田二丁目 一二丁目 日	二田 田町 二町 二丁 目	二野弘 の二 一 丁 目 子 日 十 大 字	二田弘 の五五 二五 二 1 日	二野弘 の二 一二 丁 目字	二田町 二町 三丁 目 目	二野弘 の二 一 丁 目	二田弘 の五 二 丁 目 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	二野弘 の二丁 目 日 二丁 日	二田町五丁目 二丁目 日
ジビ通 ヨリ所 ンテリ ーハ		管理 指導	居宅療養	ョリング	ご訪 リ問 テリ ハ	管理 指導	居宅療養	ョリング	ご通 リ所 テリ ハ	ョリンプ	ご訪 リ問 テリ ハ
療所台 所川像	祖生津 合活軽 建協保 生同健	"		病組生津 院合活軽 健協保 生同健		"		"		クク組生津 リ合活軽 ニ健協保 ッ生同健	
○字五 八一所 のツ川 七谷原 五市			"	二月の日二月	弱弘 打市 丁大 言字	,	,	,	"	二月の田一二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	局弘 订市 下大 目字
	<i>,</i>	,	<i>"</i>	,	"	,	<i>,</i>	,	<i>"</i>	二九十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	平成

変更前

一稲大五 九葉字所 四東稲川 九見原市

変更後

変更前

佐藤 器 機 社

八安弘 の原三 丁目 目

通

所

介護

三九・二〇・

九

タビデあ | スイけ | セサぼ

一橋大五 元字所 七長川

五橋原の字市

ン1の

セサのザケ ンーデ けア タビ イぼラ

の石大五 一田字所

一田子所 〇二飯川 二二詰原 九字市

変更後

七柳市

まごこ 会社

訪問

介護

こ ど ス ま ご ー

七柳市

会法社 人会 桜福 木祉

の二む 一丁つ

五首市

訪問

介護

ビス ド ルプ サ ト へ

一新む

が可三○の

三町む

一の一十 一一一一一一一一一

一中三央

変更前

変更後

変更後

七柳市

変更前

一稲大五 九葉字所 四月 九月 の字市

"

通所介護

こタビデ タースセー ごン エン

"

変更前

二田弘 の町前 二五市

丁大目字

変更後

二野弘 の田前

一二市 丁大 目字

"

管理 指 導

"

"

"

青森県告示第一	
置	
干	
号	

平成三十年四月二十三日

青森県知事
三
村
申
吾

}		11100 - 1 - 1		"			元・二・一				
	変更後	変更前	変 変 更 更 後 前		変更後	変更前	区 分				
"		"		組生津 合活軽 協保 同健		名称	介護予				
<i>の</i>	野田二丁目	二田 田町 二丁 日 日 大字	の田前 の町前		二野弘 の二丁 日 十 丁 日 十 大 字	二田弘 の町五 二五丁十 目字	所の所在地	防事業者			
 管居介 理宅護 指療予 導養防		シビ通介 ヨリ所護 ンテリア トハ防		ンテ	訪問 リア防	0	事介 巻護 予 動				
"		"		クク組生津 リ合活軽 ニ健協保 ッ生同健		名称	介護予				
"		"		二扇弘 の町市 一二丁大 日字		所 在 地	防事業所				
"				"	二	平成	年月日	変更			

変更後

活協同組合

原健活津 診生協軽 療五同保 所所組健 川合生

ツ谷五○八の七五所川原市字一

完平 二成 :

出二丁目二の出前市大字野

変更前

二町五丁目二の 日二の 日二の

区

分

居宅

介護支援事業者

居 宅

介護支援事

業 所

名

称

の 所 在 地主たる事務所

名

称

所

在

地

年変 月 日更

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
まごこ さご ころ社		在 成 对 对	左有 秦限 景会 幾社	,	,		,		·		,
八字大五 の藤字所 一巻唐川 七四笠原 七柳市	一稲夫五 九葉字稲川 九見京市 の字市	八 の 一	安弘 原前 三丁大 目字	二野田二丁目 の二丁目 日	二 田町五 二 丁 目 日 日 三 丁 日 下 夫 子 ト ラ ト ラ ト ラ ト ラ ト ラ ト ラ ト ラ ト ラ ト ラ ト	二野田二丁目 の二丁目 日	二 田町五 二 丁 目 日 日 日 日 日 日 大 子 日 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子	二野田二丁目 の二丁目 日	二 の 二 町 五 丁 目 目 大 字	二野田二丁目 の二丁目 日	二 の 二 町 五 丁 目 目 日 日 日 日 日 日 日 日 日 大 子 く り 日 り 日 り 日 り 日 り 日 り 日 り 日 り 日 り 日 り
訪介 問護 介予 護防		通介 所護 介護 護防		管原理等 指療	号介 芒 養 養 防	ンテ	通介 所護 リア 防	管月 理年 指療	号介 芝養子 養防	ションー	訪問 問 選 予 防
ことろうま	こビ た さ スまサ ご		セサのザケ ンーデ タビ タビ イぼラ	"		診五純 療所合 所川傾 原	祖生津 合活軽 建協保 生同健		·	病組院健生	生津 活軽 協保 同健
八字大五 の藤字所 一巻唐川 七四笠原 七柳市		一橋大五 大五所 七子所 五 五 の字 市	の石大五 一田字所 〇二飯川 二二詰原 九字市	"		八- のり 七名	字五 一 ア 所 川 い 原 市 五 市		,	一月の円	弱前市大字 引
二 九 - - -			二九 · · · ·	,	<i>y</i>	,	<i>y</i>		·		·

二号の規定により告示する。 平成三十年四月二十三日

青森県知事	
三	
村	
申	
吾	

青森県知事	
Ξ	
村	
申	
吾	

青森県告示第三百四十号
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ
の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ
る生活保護法」という。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二
の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護支援事業所の名称
及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第

変 更 後 前		変更前			
人会 妥福	"				
丁つ 目市 一中	八字大五 の藤宇川 一巻豊宗川 七四七柳 七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	一稲大五 九葉子所 四見見 九の字市			
護 ·予	通所 介護 介護 予防 でインフェン でイサー				
プー					
三町の 一丁の 一丁 一川	"				
		,			
		社会福祉 もつ市中央 介護予防 ホームへ 三の六○ もの市中央 介護予防 ホームへ 三の六○ もの市小			

変更後	変更前	変更後	変更前			
ごだった。	朱弋会士	藤器機 一 三丁目八の 別前市大字安				
七巻四 宮唐 田 七八柳 の 一藤 一 大 の 一 本 で り で り の り の り の り の り の り の り の り の り	四九の一九 字稲見字稲葉 九の一九 元					
イ記+ - L	上変ナージ	セ キ か き う き 支 援 居 援 居 ろ 援 ろ 援 ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ	セネカ キャック ヤック マック マック マック マック マック マック アック アック アック アック アック アック アック アック アック ア			
七八の一七の一七を勝巻四	所 川 原	の長五 一橋川 一の長五 一十年年 一一年年 一一年 一一年 一一年 一十年 一十年 一十年 一十年 一				
三 元 - - -			二九·一〇· 九			

青森県告示第三百四十一号

定により公示する。障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から

平成三十年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

チイ学館 ニ	株式会社ド	名称	事指定障害	
目九 東京都千代田区	日町四三の四 八戸市大字廿三	所 在 地	業 者	
同行援護	支援 親 務 行	種類		
和セニ 田ンチ イ ー 十ア	十和田 田デンド	名称	行害福祉サ	
中ビル四階 一田 四の二三第一田 田市稲 生町	ポマサー階 一九の三五コー 日本祖田市稲生町	所在地	事 業 所	
/ //	三平 ・成 三 三	年廃 月 日止		

青森県告示第三百四十二号

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行

平成三十年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社ド	会人社 一 三 福祉 社 社	会人社 一 三 福祉 社	会人七 一 三 福 祉 法	人プロップ ロップ 対対	人プロップ 回 別法	名称	事指定障害
日町四三の四	太田野一九の四上北郡七戸町字	太田野一九の四上北郡七戸町字	太田野一九の四上北郡七戸町字	○の二二 内蛯沢道ノ上九 上北郡東北町字	○の二二 内蛯沢道ノ上九 上北郡東北町字	所 在 地	業 者
支 援 援 圏 継 型続	支援入所	短期入所	生活介護	援用 助生活	短期入所	種類	け障 ド害福 ス社
十和田 アイデンド	施設からま を を を を を を を き を き を き き き き き き き き	施設からま を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	施設からま たま	エイトワン	エイトワン	名称	事害福祉
ポマサー階コー和田市稲生	作田道五二の	作田道五二の	作田道五二の	○九の七 内蛯沢道ノ上 上北郡東北町	○九の七 内蛯沢道ノ上 上北郡東北町	所 在	業 所サービスを行う
) 町	二字	二字	二字 /	一字 //	一字	地 年 月 日	指定

青森県告示第二百四十三号

| 百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定した| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

ので、 同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十年四月二十三日

青森県知事 三 村

申

吾

定により公告する。

平成三0・四・一		H 一 の 二	字作田道五二	戸町字:	上北郡七戸町	つ寮	まつ寮
指定年月日	所	場	Ø	置	設	称	名

青森県告示第三百四十四号

公示する。 年四月十三日次の地籍調査を国土調査として指定したので、 玉 土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)第六条第三項の規定により、 同条第五項の規定により 平成三十

-成三十年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

平川市	者の名称	
南田中北林元の	調	
元の一部、西	査	
原の一部	地	; ;
	域	-
平成三十年四月	調査期間	,

町 原新尾高李平 原北屋上木原 の北松富安 一鶉の一の 部の一部の一部 野一一、 原田の一部、配、西和田の一 部 松部 元 の 一 部 三十一日まで 二十二日から平 三十二年三月から平 三十日まで九月

南

部

土地改良区の役員の退任

満下土地改良区から、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次のとおり役員の退任の届出があったので、 同条第十七項の規 天

平成三十年四月二十三日

三八地域県民局長

津

島

正

春

監	理	区役 員
事	事	別の
小保内	原	氏
保内啓悦	隆一	名
の // 三 //	二三戸郡五戸町	住
大字切谷内字切谷内村六九	五戸町大字上市川字上市川三三の	所
"	平成三0・三・三	退任の年月日

土地改良区の定款変更の認可

より公告する。 下土地改良区の定款の変更を平成三十年四月五日認可したので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 同条第三項の規定に 天満

平成三十年四月二十三日

一八地域県民局長 津 島 正

春

土地改良事業の工事の完了

律第百九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公告する。 次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、 土地改良法 (昭和二十四年法

平成三十年四月二十三日

三八地域県民局長 津 島

正 春

地 改 良 事 業 0) 名 称

年工 -事 完 日

地 区 名

出

先

機

関

県 営

土

監 事

寺 豊沢 川

大字三本木字西金崎九七の二 大字切田字岩ノ上七の一

"

恒雄 憲司

															項 沼					
"	"	"	"	理	"	監	"	"	"	"	理	区役員		平	項 沼 土 土 地		梅	天	上	留
				事		事					事	別の		成三	規定によ地改良区	土 {		一個下面	Л	
沼岡	松田	東	豊 川	河津	栗山	寺沢	杉山	白山	松田	東	河津	氏		十 年 四	項の規定により公式出地改良区から、	改 良 区	内	天満下頭首工	原	崎
直 光	滝 見	明彦	毅	吉大	純一	憲司	久	春男	滝 見	明彦	吉大	名		平成三十年四月二十三日	音次二	の 役員	ためい	水利抗	"	農業四
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	十和田市	住		三日	。 とおり役 の年法律	土地改良区の役員の就任及び退任	池等整備事業	水利施設整備事業		用河川工作
大字赤沼字明戸六九	大字相坂字白上三一	大字赤沼字下平二四二の	大字切田字向切田	大字赤沼字上川原二七	大字相坂字向切田九	大字三本木字西金姑	大字赤沼字向川原式	" " "	大字相坂字白上三二	/ 字下平二	和田市大字赤沼字上川原二七の三		上北地域県民局長		9公告する。 がら、次のとおり役員の就任及び退任の(昭和二十四年法律第百九十五号) 第十	5退任	業(用排水施設整備	業(基幹水利施設保全型)		農業用河川工作物応急対策事業
元の一	四の一	四二の一〇六	=======================================	一七の三	九〇の一	崎九七の二	八四の五		四の一	四二の一〇六	七の三	所	長櫻		届出があったの		(明) (日)	保全型)		
"	"	"	"	三0·三·三退任	"	"	"	"	"	"	三0・四・一就任	の 年 月 日	庭憲		(ので、同条第十七)		"	"	"	平成三〇・三・
				任							任	日任	司		十十十七十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十					九

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行